

## 条例の全体構成の案

箕面市条例（理念型）と石狩市条例（総合型）を参考にして、P D C Aの各段階に分けて整理した場合に想定される主な構成は、以下のとおり。

稲沢市市民参加条例
目的（1条）
定義（2条）
基本理念（3条）
市民参加手続き<企画立案段階>（条～条）
市民参加手続き<実施段階>（条～条）
市民参加手続き<評価段階>（条～条）
市民参加手続き<情報公開、その他>（条～条）

（参考）第2回委員会において例示した条例の構成

石狩市条例	箕面市条例
目的（1条）	目的（1条）
定義（2条）	定義（2条）
基本原則・制度の改善（3条）	基本理念（3条）
市民参加手続き（5条～11条）	市長及び市民の責務（4条）
審議会（11条～15条）	審議会の公開・参加（6・7条）
パブリックコメント手続など（16条～19条）	市民投票の実施（8条）
公聴会（20条～23条）	委任（9条）
その他の市民参加手続き（24・25条）	
市民参加手続き以外の参加（26・27条）	
市民参加制度調査審議会（28条～34条）	

第2回会議の資料番号1より抜粋して加工